

事務連絡
令和6年3月29日

指定自立訓練事業所
指定就労継続支援A型事業所
指定就労移行支援事業所

} 管理者 各位

宇都宮市長 佐藤 栄一
(保健福祉部障がい福祉課扱)

訓練等給付事業に係る暫定支給期間の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障がい福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、訓練等給付に係る障がい福祉サービス（就労継続支援B型、基準該当自立訓練、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援を除く）については、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、原則として初回利用時等に暫定支給を設定しております。

現在、市内において就労系サービスを提供する事業所数が増えている一方で、暫定支給期間中に市へ提出する書類の漏れが散見されております。

つきましては、適切なサービスの支給決定を実施していくため、下記のとおり取扱いを統一いたしますので、サービス提供事業所におかれましては、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 暫定支給決定の基本的な考え方

障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、「継続利用についての利用者の最終的な意向確認」、
「継続利用が適切かどうかの客観的な判断を行う期間」として支給決定を行うものです。

2 暫定支給決定の対象サービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労継続支援A型
- ・就労移行支援

※就労移行支援（養成施設）については、暫定支給期間対象外です。

3 暫定支給決定の有効期間

有効期間始期から当該日が属する月の翌月末までとする（最長2ヶ月）。

4 暫定支給期間の確認

暫定支給期間は、障がい福祉サービス受給者証に期間が記載されています。必ず利用者の受給者証を確認して、サービスを提供してください。

5 本支給決定について

暫定支給決定期間経過後、引き続きサービス利用を継続する場合の支給決定（本支給決定）については、以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 手続き

サービス提供事業者は、以下（ア）～（エ）を取りまとめた書類を暫定支給決定期間終期の14日前までに市役所、当該利用者及び計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所に提出してください。

(ア) 利用者のアセスメント結果内容

(イ) 個別支援計画

(ウ) 個別支援計画に基づく支援実績

(エ) 暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書

※（ア）～（ウ）の様式については、各事業所任意とする。

※（エ）については、市の様式とする。

※ 提出期限を超過することがないように留意すること。

(2) 支援計画等の評価及び支給決定

市役所は、上記（1）の支援計画等の内容を精査し、本支給決定が適当と認めるときは、暫定支給決定期間を含めて1年間または3年間（暫定支給決定の有効期間始期が月途中の場合は、当該日が属する月の末日までの期間に1年間または3年を加えた期間）の範囲で必要な期間の支給決定を行います。

6 その他留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください。（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者に対当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため）。

7 参考URL

本市ホームページに本通知および様式を掲載しています

【掲載場所】

トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者支援 > 障がい者へのサービス > 訓練等給付事業に係る暫定支給期間の取扱いについて

宇都宮市障がい福祉課
相談支援グループ
電話番号 028-632-2366